

公益社団法人 日本精神神経学会 情報公開規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本精神神経学会（以下、「この法人」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定め、公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たって、原則として一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第7条にする情報公開の対象資料を閲覧ないし謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適性に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 この法人は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、資料の事務所備え置き並びに官報に掲載する方法により行うものとする。

(公告)

第5条 この法人は、法令並びに定款第45条の規定に従い、貸借対照表及び損益計算書について公告をおこなうものとする。
2 前項の公告については、定款第57条の方法によるものとする。

(公表)

第6条 この法人は、法令の規定に従い、役員等の報酬基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。
2 前項の公表については、「役員等の報酬等及び費用に関する規程」を次条に定める事務所備え置きの方法によるものとする。

(資料の事務所備え置き)

第7条 この法人は法令の規定に従い資料の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(事務所備え置きの資料)

第8条 前条の事務所備え置きの対象とする資料は別表1に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。
2 別表1中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては、当該備え置き期間分の資料を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の資料を、公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第9条 この法人の事務所備え置きの対象とする資料の閲覧場所は、定款第2条に規定する主たる事務所の事務局とする。
2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間である午前10時から午後5時までとする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第10条 閲覧希望者から別表1に掲げる資料の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。
(1) 様式1に定める閲覧（謄写）申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
(2) 閲覧（謄写）申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
(3) 閲覧した者ないしは謄写を希望するものから謄写の請求があったときは、別表1の「謄写の是

非」に従い、可とするものは実費負担を求め、これに応じる。

(インターネットによる情報公開)

- 第11条 この法人は、第5条ないし第7条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。
- 2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は別に定める。

(管理)

- 第12条 この法人の情報公開に関する事務は、事務局長が管理する。

(規程の変更)

- 第13条 この規程の変更は、代議員総会の議決による。

附則

1. この規則の施行に関し必要な事項は、細則等により定める。
2. この規則は、公益社団法人日本精神神経学会の設立の登記の日から施行する。

別表 1

(書類等は何れも電磁的記録も可)

対象書類等の名称	閲覧対象者	謄写の是非	備置き及び 閲覧期間	備置き場所
1 定款	特定なし	可 (有料)		主及び従たる事務所
2 計算書類等 (各事業年度の 計算書類・事業報告・付属明細 書・監査 (会計監査) 報告)	特定なし	可 (有料)	5 年 3 年 (写し)	主たる事務所 従たる事務所
3 事業計画、収支予算書、資金調 達・設備投資見込み書類	特定なし	不可	1 年	主及び従たる事務所 (写し)
4 (1) 財産目録 (2) 役員等名簿 (※2) (3) 役員等の報酬支給基準 (4) キャッシュフロー計算書 (5) 運営組織・事業活動の 状況及び重要数値記載記録	特定なし	不可	5 年 3 年 (写し)	主たる事務所 従たる事務所
5 特定費用準備資金算定根拠	特定なし	不可		主及び従たる事務所
6 特定財産の保有・改良充当資金 寄付等による受入れ財産・資金	特定なし	不可		主及び従たる事務所
7 代議員総会議事録	会員・債権者	可 (有料)	10 年	主たる事務所
8 理事会議事録	会員・債権者 (※3)	可 (有料)	10 年	主たる事務所
9 会計帳簿	会員 (※4)	可 (有料)	10 年	主たる事務所
10 代理権を証明する書面 (※5)	会員	可 (有料)	3 ヶ月	主たる事務所
11 議決権行使の書面 (※5)	会員	可 (有料)	3 ヶ月	主たる事務所
12 全員同意の書面 (※6)	会員・債権者 (※6)	可 (有料)	10 年	主たる事務所

(※1) 会員以外からの閲覧請求には個人の住所は除外可

(※2) 理事と監事；会員以外からの閲覧請求には個人の住所は除外可

(※3) 会員と (裁判所の許可を得た) 債権者

(※4) 総員の議決権の 5 分の 1 以上の会員

(※5) いずれも代議員総会の場合

(※6) 代議員総会の場合は会員と債権者

様式 1

閱 覧 (謄 写) 申 請 書

公益社団法人 日本精神神経学会 理事長殿

申 請 月 日 平成 年 月 日

申 請 者 _____

申 請 者 住 所 〒 _____

電 話 番 号 _____

私（申請者）は、下記閲覧（謄写）目的に従って閲覧対象資料から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともにその情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧（謄写）の目的

閲覧対象資料（該当する者を○で囲んで下さい）

1. 定款
2. 事業計画書・収支予算書・資金調達計画等
3. 事業報告書・計算書類及び附属明細書
4. 監査報告書
5. 財産目録
6. 役員等名簿
7. 役員等の報酬支給基準
8. キャッシュフロー計算書
9. 運営組織・事業活動の状況及び重要数値
10. 特定費用準備資金算定根拠
11. 特定財産の改良・保有資金の明細
12. 寄付等による財産・資金で公布者の定めて用途に充てるものの明細
（上記閲覧対象資料中謄写可能なものは、1. 2. 3. 4. に限ります。）
（以下の書類は会員・債権者に限り閲覧・謄写ができます。）
13. 議事録（代議員総会）
14. 理事会議事録
15. 会計帳簿
16. その他（ _____ ）

